




意匠分類記号	意匠分類の名称
C5-3251	アイスボックス

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
C5-3251	全	アイスボックス	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
C6-510	冷蔵庫等		
D0-1100	郵便受け箱、新聞受け箱等		
B4-10	かばん又は携帯用袋物		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品			
携帯用保冷ボックス	釣り用携帯保冷箱	アイスボックス	
釣用クーラー	ランチジャー		
定義			
<p>主として食品を入れた容器を収納し、持ち運びする容器のうちで、本体にウレタン等の保温層が形成されており、ボックス内部に氷、蓄熱具等の熱源を入れることにより、食品を保温・保冷等恒温に保つ機能を積極的に有するもの。</p>			
			
登録 1169638 食品用保冷箱		登録 1156561 ランチジャー	
			
登録 1155880 クーラーボックス			
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)			
分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)			
熱源メカ付きの携帯用保温・保冷ボックスはC6-51の各々に分類される。 釣用クーラーも含む。			
過去に分類した物品の名称			